

民間建築物アドバイザー助成制度

(一般緊急輸送道路沿道建築物・分譲マンションなど)

耐震化の第一歩！

まずは、専門家によるアドバイスを受けてみよう！

練馬区では、耐震化促進の一環として、建築物の所有者や分譲マンションの管理組合を対象に、専門家による耐震化のアドバイスにかかる費用を助成しています。



こんなお悩みありませんか？



耐震化ってどう
進めればいいのか？

何から始めれば
いいかわからない

合意形成が難しい

耐震診断を
した方がいいのか？

どのくらいの
費用がかかるのか？

どんな補強方法が
あるのか？

現地にお伺いするなどして
アドバイスを行います！



- 建築士
- マンション管理士
- 弁護士
- ファイナンシャルプランナー

昭和56年5月以前に建築された、一般緊急輸送道路沿道建築物や分譲マンションなどが対象です。

一般緊急輸送道路沿道建築物

- 敷地が一般緊急輸送道路（環八通りや富士街道など）に接していること
- 建物が道路側に倒壊した時に、道路の半分以上を塞ぐ恐れのある高さがあること

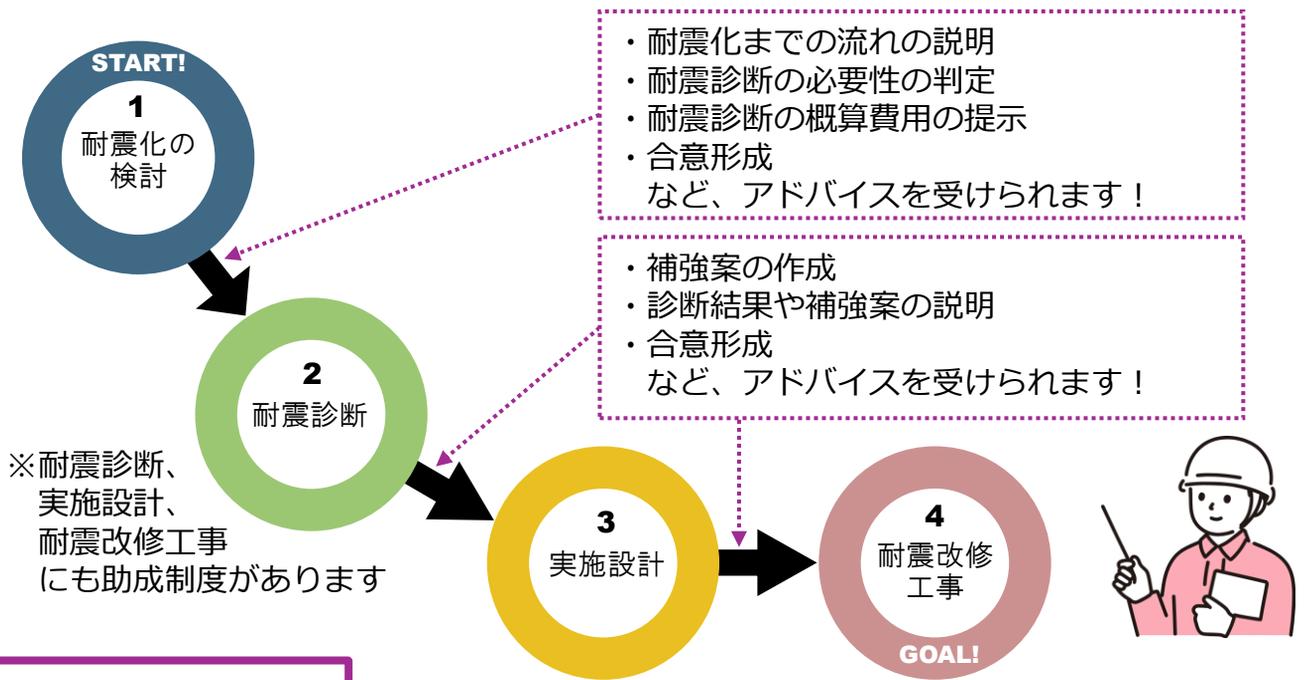
分譲マンション

- 3階以上であること
- 2以上の区分所有者がいること
- 居住の用途に供する部分を有していること

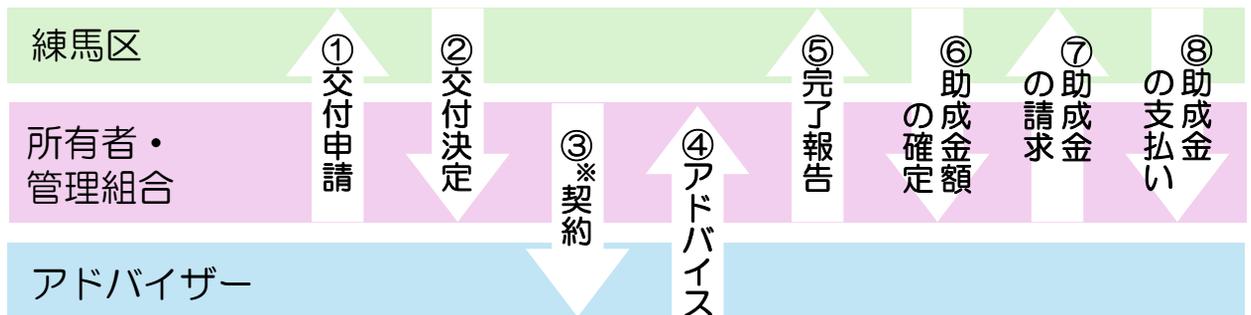
詳しくはこちらから→



アドバイザー派遣のタイミングと内容



手続きの流れ



※助成を受けるためには、必ず②交付決定後に契約を行ってください

助成金額

助成率	上限額
10/10	50,000 円/回 (10回まで)

※ アドバイスの結果、診断が必要と判定された建築物には、簡易診断（一次診断）に対する費用の助成も行っております。

詳細は、下記窓口までお問い合わせください。



《お問い合わせ先》

都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係
耐震総合窓口 練馬区役所 本庁舎15階
☎(直通) 03-5984-1938

ホームページ

